

# 2018年度公益社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

## はじめに

### <本会の動き>

公益社団法人神奈川県社会福祉士会は、「県内における社会福祉の増進や県民の生活の向上に寄与すること」を基本とし地域、関係機関などからの本会の活動に対する期待に応えるべく、2017年度は、県民の権利擁護、司法福祉分野、生活困窮者支援等に重点をおきながら、事業展開及び事業内容の再構築、組織改編等を行いました。

そして、神奈川県、相模原市等県内市町村から事業委託を受け事業を行うとともに、多くの行政機関、団体からの要請を受けて、本会から委員などの推薦を行いました。

2018年度は、県内で起きた多くの福祉現場における事件・課題等を踏まえ、私たち社会福祉士による支援を必要とする県民ひとりひとりのニーズに応じていく必要を強く認識し、本会の目的（定款4条）を実現していくために、倫理綱領・行動規範に基づいて活動を行います。

そして、本会は、福祉の専門的知識と技術及び社会福祉士としての責任と自覚を持って、日々の活動を行います。そのために本会の組織体制の整備と社会福祉士としての資質の向上を目指しながら、関係機関と協力・連携を図り、活動を進めていきます。

2018年度重点事業については、公益社団法人への期待と責任に沿って4本の柱立てをしています。事業計画も、時代の変化や地域の要請に応えられる内容へと整理をしています。このことは、まさに会員一人ひとりの日々の活動の蓄積と協力によって成し得る業であり、会員とともに、県民の生活、福祉の向上に寄与していきます。

### <本年度重点事業・4本の柱>

#### 1. 権利擁護及び相談事業（公益1）

成年後見をはじめとし、県民の権利擁護のための相談事業等を展開していきます。障害者・高齢者・児童の虐待防止法及び各関連法令に基づき、県民ひとりひとりの尊厳を守るための活動及びネットワークの構築等に取り組みを行っていくため、様々な分野における虐待防止・権利擁護、福祉の増進に関する啓発事業や、権利擁護に携わる会員及び従事者を対象とした研修を企画・運営を行っていきます。そして人権擁護、権利侵害に関する調査・研究及び啓発活動を実施します。また、子どもに関する支援についての取り組みを進めていきます。

また、複雑・多岐化していく課題・支援に対応していくために必要なネットワークを構築することで、多くの生活課題を抱えた県民の支援を行っていきます。

#### 2. 地域福祉の増進・福祉サービスの質の向上に関する事業（公益2）

年齢、文化、障害、宗教などさまざまな理由によって、護られるべき権利を侵され、生活困難に陥っている状況にあっても、その地域から排除されることなく、社会生活ができる共生社会の実現に向けた取り組みを行います。具体的には、生活困窮者への相談支援及び自立支援、シェルター等の運営、司法分野と協働した触法障害者や高齢者の支援、虐待防止、孤立死等の悲惨な状況の防止、そのために必要な人材育成及び地域ネットワーク作りなどです。

地球環境の変化により、近年頻繁に起こる大規模災害への対策として、人材育成及び行政ほか関係団

体との連携、並びに本会の災害対策体制整備等を行っていきます。また、福祉サービス第三者評価事業では、調査員の質を高め、評価の公正を図ります。

### 3. 福祉人材育成事業（公益3）

県民の福祉を推進していくためには、常に社会福祉士としての不断の努力が必要です。そのためにも生涯研修センター機能を充実し、本事業を積極的に推進していきます。そして、専門職として求められる力量や、必要な知識・技術を習得していくための研修内容を充実させ、より多く研修を開催していくように努めます。また、「認定社会福祉士」制度も始まっており、制度の周知と普及を推進していきながら、質の高い実践力やスーパービジョンができる専門家を養成していきます。

同時に、福祉にかかわる医療・行政機関、社会福祉士養成機関等と協力し、支援に求められる力量、必要な知識・技術の習得を図っていくために必要な研修を実施していくとともに、福祉の増進を図っていくために必要な人材育成を行っていきます。

### 4. 組織整備・強化に関する事業

本会が、適正かつ効果的に事業を展開していくために、組織体制や規則類の見直し・整備を継続して行っていきます。複雑多様化していくケースに対応していくために、専門職団体・機関及び社会福祉士養成機関等との協力・連携を行っていきます。

また、本会の役割・責任などについて、周知や徹底を図っていきながら、社会福祉士の働き、魅力を社会福祉士になろうとしている人たちへ伝えていきます。

そして、広報活動や支部活動を更に充実させることによって、各地域に即した活動を行っていくとともに組織強化の取り組みを行い、組織率の向上を目指していきます。また、会員が、地域に根差した活動を行っていくことができるように、相談、助成、自主活動などの支援体制を整備していきます。

## I 総務局

### 1. 組織の運営整備

方針：本会及び会員の活動自体に合わせた事業運営の整備を進めます。

- (1) 新規則類の整備を行います。
- (2) 組織体系図に基づく事業の推進と定着を図ります。
- (3) 総会を年1回、理事会を年間10回程度、正副会長会議は原則毎月開催します。
- (4) 支部連絡会議を年間2回開催し、支部との連携協力体制を強化するとともに本会活動の活発化を図ります。

### 2. 関係団体との連携

方針：県内外のソーシャルワーク関連団体及び専門職団体等との連携を進め、ソーシャルケアサービス関連団体のネットワーク構築を図ります。

- (1) (公社) 日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携します。
- (2) 介護認定審査会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を深めます。
- (3) 横浜家庭裁判所、神奈川県弁護士会、(公社) 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部、(社福) 横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、

- (一社) 成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進めます。
- (4) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、(一社) 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会、神奈川県精神保健福祉士協会、(公社) 神奈川県介護福祉士会等との連携の他、(一社) 神奈川県介護支援専門員協会や、(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟等とも連携を図ります。

### 3. 広報部

**方針：**地域福祉の増進のために神奈川県内の地域性、分野対象の独自性等をふまえ、情報通信技術をはじめとする様々な媒体を活用しながら、会員を含む神奈川県民にとって必要な情報の提供・発信を行います。

- (1) 会員及び一般県民向けに地域福祉増進を目的とした啓発的な役割を持つ広報誌としてニュースレター「かながわの風」を年4回刊行します。
- (2) ホームページに会員、福祉専門職、関連分野の専門職を対象とした研修情報や事業紹介を掲載します。
- (3) ホームページ運用にともなう技術的支援等を行います。
- (4) ノベルティの作成および配布を通じて、社会福祉士の知名度の向上や、その活動内容の周知を行います。

### 4. 組織率向上部

**方針：**本会事業への会員の主体的参加を促進することを目標に、本会の状況把握、課題(本会に対する期待など)分析、新規合格者及び未入会者の入会促進、会員同士の交流を図ることにより魅力的な組織づくりに努め、組織の向上を目指します。

- (1) 各社会福祉士養成校、各事業所の受験資格保有者への受験勧奨・受験支援を積極的に行なうことにより、資格未取得時点から本会との関わりを密なものとし、社会福祉士の資格取得者の増だけでなく、本会への入会促進を図っていきます。

事業例：養成校への働きかけ、(組織啓発宣伝事業)、社会福祉士たまごの会・ひよこの会

- (2) 取り組みに際しては“参加者目線”“参加しやすい企画”を常に心掛け、未加入者について加入促進を進め、加入者の増(組織率の向上)を図ると共に、本会会員については、満足度の向上に向けた事業を企画・実施することで、会員の定着率を高めると共に、会発展に寄与する人材の発掘を進めます。

事業例：たまひよオアシスの開催(会員交流事業)

- (3) 会員の本会活動への参加促進及び支部活動の振興を目的にし、各支部単位で実施している活動の共有、問題等の把握を行っていきます。

事業例：インター支部会・メーリングリストを通じた支部間交流の場づくり

- (4) 社会福祉士自体の増加を目指し、社会福祉士養成校との関係構築に努め、併せて若者や福祉従事者に対して社会福祉士の専門性や魅力を伝えるツールの開発に向けた研究に取り組みます。

事業例：養成校への働きかけ、福祉士の魅力を伝えるリーフレットの作成、周知・説明用教材(パワーポイント)作成に向けた検討(組織啓発事業)

- (5) 他のソーシャルワーカー団体との繋がりを強めることで、互いに抱える課題等の共有化と、改善に向けての共同の取り組みを進めていきます。また、市民に向けては、ソーシャルワーカーに

関する普及・啓発の取り組みについて、神奈川県精神保健福祉士協会との意見交換等、共同で行っていきます。

#### (6) 調査の実施

基礎研修受講者等に社会福祉士会活動や支部活動会への参加状況等について把握・分析を行うことを通じて、今後取り組む事業の立案に役立てるものとします。

## II 公益・福祉局

### 1. 相談事業部

**方針：**さまざまな生活課題をかかえながら潜在化している県民・市民のニーズに対して、社会福祉士としての知識や技術を活かし、アウトリーチ的ソーシャルワーク活動を実践し、ノーマライゼーション・権利擁護に資することを目指します。

#### (1) 県民・市民に対する相談活動

①ソーシャルワーカーデー（海の日）に合わせて、関係団体と協力連携を図りながら相談・啓発事業を実施します。（実施は海の日前後を予定）

#### (2) 生活困窮者に対する自立支援と県民に向けた啓発活動

①経済的困窮などの複合的な課題を抱えて、社会的に孤立した生活困窮者に対して、あらゆる権利侵害の発生を防止するために、生活困窮者や生活保護受給者の自立を目的とした支援を行う、受託事業の就労準備支援事業と居住の安定確保支援事業の「かがやき広場（小田原地区・厚木地区）」、生活困窮者一時生活支援事業の「はばたき（相模原市）」、生活保護受給者就労準備支援事業の「ワークせせらぎ（秦野市）」を側面から支援していきます。

②生活困窮者自立支援制度についての理解や、支援につながることを目的として、県民向けのセミナーや相談会等を開催し、県民への生活困窮者支援制度の普及啓発活動を行います。

③生活困窮者への地域における効果的・効率的なサービスが展開できるように、包括的な相談支援の出来る人材の基盤整備として、生活困窮者支援を行う社会福祉士等に対する研修を行い、自己研鑽の機会を確保し、支援の質の向上を行います。

また、様々な関係機関との連携を構築します。

#### (3) 独立型社会福祉士への支援

①独立型社会福祉士の資質向上のために必要となる情報等を提供します。

②更新のために必要な研修などを行っていきます。

#### (4) 権利擁護のための啓発活動

①障害者、高齢者、児童などの虐待防止及び対応について取り組みます。

②前年度、実施することが出来なかった未成年後見事業啓発・普及のために委員会を立ち上げます。

③他職種、関係機関と協力・連携を図りながら、より効果的に事業を展開していきます。

#### (5) 自殺防止対策事業

①相談員フォローアップ研修会を開催します。

・自殺予防相談員養成研修修了者（相談員）を対象に、相談活動を行うメンバーとして名簿登録をされた方の定期的な集まりを開催し、スキルアップのための研修会を開催します。→『相談者の集い』（HTH：Heart to Heart Friends）、リーダー養成研修の開催。

②横浜市瀬谷区との共同事業としてゲートキーパー研修を開催します。（委託事業）

- ③地域づくり型ゲートキーパー出前講座等の実施（支部との協働）をします。
  - ・神奈川県内の支部との連携を行い、出前講座を実施します。
- ④他職種主催事業への協力をします。
  - ・弁護士会主催事例検討会等への参加により、社会福祉士としての顔の見える関係づくりと地域のネットワークを広げていきます。
- ⑤自殺対策に関するシンポジウム及び相談会を実施します。
  - ・精神科医をはじめとする自殺予防に関する関係団体、行政機関などを招いて、シンポジウムを開催し自殺予防に対する啓発を行なうと共に多職種連携の相談会を実施します。
- ⑥自殺予防ソーシャルワーク研修（認証研修）を企画実施します。
- ⑦委員会を定期的に開催します。
  - ・本会の自殺対策事業の仕組みづくりと活動の実効性を高める為、委員会を毎月開催します。

## 2. ケアマネジメント・地域包括支援センター推進事業部

**方針：**地域包括ケア推進をめざし、高齢者分野のみならず多様な領域に向けた情報提供や研修機会を引き続き提供し、啓発活動を実施していきます。

地域包括支援センターが担う総合相談事業及び権利擁護事業において、地域包括支援センター職員がより高い専門性を持って、高齢者が安心して暮らし続けられる地域作りに寄与することができるよう支援します。また、介護支援専門員実務研修受講試験対策である模擬試験を、収益事業として実施します。

- (1) 高齢者に限らず、障害・児童含め地域における地域包括ケアの実践をめざし、県民や従事者の双方が、知識を向上させ、共に推進していくことのできる基盤づくりに寄与するために研修を実施します。
  - また、地域包括支援センター等の職員向けに、情報提供や活用できる知識や技術の獲得を目指した研修会を実施します。
- (2) 介護支援専門員実務研修受講試験の模擬試験を行い、専門講師の解説による受講生の知識向上を図ります。

## 3. 福祉サービス第三者評価事業部

**方針：**福祉サービスの質の向上を目指して2005年度より第三者評価事業機関として登録し、受審希望事業者に調査を行ない事業の評価を行なってきています。公益社団法人化後2013年度には社会的養護施設の登録（全社協）をし、今日の社会的課題に対応する機関として事業を進め、本年度も同様に進めます。年間の調査件数の目標は10件を目標とします。

年間事業計画は、①隔月の運営委員会の開催 ②調査員による訪問調査 ③評価決定委員会の開催と公表 ④調査員の研修会の開催 ⑤広報・受審活動の促進等、です。

評価方式は県社会福祉協議会方式（保育）、県社会福祉士会方式（高齢・障害）、神奈川県方式（グループホーム）、（公社）神奈川県介護福祉士会方式（グレード2）、全国社会福祉協議会方式（社会的養護施設）となっています。本年度も質の高い調査と公正な評価を目指し、事業を進めていきます。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業運営委員会を定期的に開催し、事業の進捗状況の確認と、市町村及び受審希望事業所への迅速な対応に努めます。
- (2) 前年に引き続き、神奈川県社会福祉協議会等の評価項目・手法等を用いて、第三者評価事業を

実施します。具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を行います。

評価方式：県社会福祉協議会方式（保育）、県社会福祉士会方式（高齢・障害）、神奈川県方式（グループホーム）、(公社)神奈川県介護福祉士会方式（グレード2）、全国社会福祉協議会方式(社会的養護施設)

- (3) 今年度の目標として、事業所10件程度の第三者評価の受審を目指します。
- (4) 評価の決定にあたっては、外部委員を中心とした評価決定委員会を、年2回程度開催し、より優れた客観性に基づく評価結果の公表と、透明性の確保に努めます。
- (5) 評価調査員の質の向上を図るため、継続研修、フォローアップ研修を定期的に行います。
- (6) 福祉サービス第三者評価推進機構への協力をを行います。

神奈川県社会福祉協議会第三者評価推進機構開催の事業所説明会・評価機関連絡会に協力し参加します。

#### 4. 社会福祉士資格取得支援事業部

方針：今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推進を図り、受験対策講座、模擬試験、国家試験直前講座を行います。また年度によって受講者人数の変動が見られる受験対策講座の参加者の傾向については、関係者とさらなる情報共有を図ります。

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施します。
- (2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施します。
- (3) 大学の国家試験受験対策講座への派遣希望がある場合は講師を派遣します。
- (4) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施します。
- (5) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催します。
- (6) 社会福祉士国家試験合格者祝い会を企画、主催します。

#### 5. 社会福祉士実習指導者養成事業部

方針：昨年度は、実習指導者の養成事業の枠にとどまらず、社会福祉士の「人材育成」の視点から、広く情報収集および意見交換する場としてのプロジェクト会議（3カ年検討の最終年）を開催し検討を行ってきました。今年度においては、この結果をもとに部会を超えた課題への取り組みを行っていきます。また、従来の講習会実施については、部会を設置し対応します。

さらに、社会福祉士実習指導者講習会及び修了者へのフォローアップ研修、またフォローアップ研修に向けた課題について、分野別実習プログラム検討会を今年度も実施します。

- (1) 実施予定の講習会および研修等
  - ①実習指導者講習会：年1回2日間（2018年11月17日～18日予定）
  - ②講習会修了者フォローアップ研修：年1回
  - ③分野別実習プログラム検討会：年3回
- (2) 事業部会
  - ①社会福祉士実習指導者養成事業部会：年6回程度

#### 6. 神奈川県地域生活定着支援センター事業部

- (1) 神奈川県地域生活定着支援センター（受託事業）

方針：刑務所や少年院など矯正施設には、福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所していま

す。矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として業務を行います。

①コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや、福祉サービス等に係る申請支援を行います。

②フォローアップ業務

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用して人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。

③相談支援業務

矯正施設から退所した人及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

④その他の業務

センターの業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応して、関係機関等からなる会議の開催や、保護観察所又は県が主催する会議へ参加します。

⑤啓発活動

支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など、対象者が地域に定着する支援業務を行います。

(2) 司法福祉ネットワーク委員会

**方針：**「罪」に問われた障害者への福祉的支援は、司法手続きの各段階（被疑者・被告人段階）における司法関連機関等と連携して対応する必要があります。この、いわゆる「入口支援」の新たな仕組みを作り、地域生活定着支援センターを中心とした「出口支援」の取り組みも含め、本人を中心としたつながり（関係性）を作ります。

そして、障害者への権利擁護の視点も押さえ、自立した地域での生活を獲得するために、県内関係機関や事業者との連携を築き特別な配慮を意識的に行い、司法分野との連携を深め、特に刑事司法関連の事案を中心に制度、仕組みとして、各機関への協力体制を築いていきます。

また、認証研修の実施を行い「リーガルソーシャルワーカー」の養成を行います。

①弁護士との連携により裁判支援を行います。

②関係機関とのネットワークを強化する為に啓発的な研修会を開催し、本県全体での司法関係者との連携を行います。

③「被疑者・被告」とされる生きにくさを抱える人々への、福祉的な支援を行う為のスキルを習得し、司法関係者との実践活動を行います。

④リーガルソーシャルに関する認証研修を行います。

⑤年間1回以上、先駆的取り組みを行っている方を講師に招き、啓発を目的とした研修会を開催します。

## 7. ホームレス（生活困窮者）自立支援推進等相談事業部

### (1) 生活困窮者支援ネットワーク委員会

**方針：**地域の中で、生活課題を抱え生活困窮に至る者を早期に発見し(ネットカフェ巡回等)、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援につなげ、生活困窮者が、経済的困窮と社会的孤立から脱却し、再び生活困窮に陥らないように支援することを目的とします。

生活困窮者及び生活保護受給者の生活実態を知ると共に、生活の質を向上させる為の環境や、社会資源を整備しながら、より良い総合相談支援を行える為の支援者を社会の中に育成していきます。

また、生活困窮者自立支援法の見直しに向けて、法改正等の情報を提供するとともに、広く制度の普及啓発を図ります。

- ①委員会を構成し、委員会事業に関する連絡調整等を行うとともに、相模原市生活困窮者一時生活支援事業「はばたき」、厚木保健福祉事務所管内および小田原保健福祉事務所管内の、生活保護に関する就労準備支援事業と、居住の安定確保事業の「かがやき広場（厚木・小田原）」、秦野市生活保護受給者就労準備支援事業「ワークせせらぎ」の各委託事業の状況把握を行います。
- ②生活困窮者支援を行う社会福祉士等に対して研修を行うことで、自己研鑽の機会を確保し、支援の質の向上を行います。
- ③経済的困窮に対する制度周知活動や相談会を行うことで、生活困窮にならないように県民の福祉の向上を図ります。
- ④委員会活動に関する広報誌の作成・配布することで、広く県民に広報し生活困窮者制度の普及啓発を図ります。
- ⑤インターネットカフェにおける巡回活動を行うことで、社会的に埋没しがちなネットカフェ難民等に、制度の周知を行うことで、安心した居宅生活を受ける機会につなげます。
- ⑥制度改正の情報をいち早く県民に届けることで、制度の普及啓発を図ります。

### (2) 「かがやき広場」（小田原地区・厚木地区）

**方針：**生活保護受給者の就労に向けた日常的自立と社会的自立のための支援を行います。

#### ①小田原地区

生活保護地域社会参加支援事業（神奈川県小田原保健福祉事務所受託事業）

##### ・「就労準備支援等事業」

就労に関する課題があるなど、日常生活や社会とのつながりに個別的な支援を必要とする方に対して、社会参加活動の機会の提供等を通して、就労自立へとつなぎます。

##### ・「居住の安定確保支援事業」

家計管理が不得手である等の理由で、安定した居住の困難であったり、地域で暮らすための経済活動に課題がある方へ支援を行います。

#### ②厚木地区

被保護者就労準備支援事業及び居住の安定確保支援事業（神奈川県厚木保健福祉事務所受託事業）

##### ・「就労準備支援事業」

就労意欲や生活能力・稼働能力の低下等、課題のある方へ就労意欲の喚起や一般就労への準備として、日常生活の改善の支援及び社会参加促進の支援を行います。

##### ・「居住の安定確保支援事業」

安定した住居の確保を支援無く行うことが困難な方や、家賃や公共料金等の家計管理が不得手であったりする方へ支援を行います。

### (3) 「はばたき」生活困窮者一時生活支援事業（相模原市 受託事業）

**方針：**社会から逃避してしまったり、失業等などで、居所を失ってしまった様々な状況を抱えてい



る方々に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供しながら、個々の生活実態等に応じて、課題解消に向けて、生活・健康面への援助や就労支援を行うとともに、安定した居宅生活の確保と自立生活に向けた支援等を行います。

また、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援等につなげ、再び生活困窮に陥らないように支援します。

①健康管理支援や就労支援、家計相談等を行いながら、必要なサービスにつなげていきます。

②生活困窮状態から脱却できた者が、再びの生活困窮状態を繰り返さないように、アウトリーチを行いながらフォローアップ支援を行います。

#### (4) 「ワークせせらぎ」生活保護受給者就労準備支援事業（秦野市 受託事業）

**方針：**生活保護受給者の経済的自立に向けての支援をします。生活保護を受給している方に対して、就職に対する不安を取り除いていくことで、本人が就職活動に向かえる準備を行っていきます。

##### ①日常生活相談支援

日常生活のリズムを整えたり、就職活動をするための金銭の管理方法などへの理解を促し、本人に就職活動ができるように支援します。長く就職をしていないことで、少しずつ作業等を提供することで、仕事をする体力作りにも取り組んでいきます。

##### ②就労活動促進のための支援

・ハローワークの活用法、履歴書の書き方、面接への対応方法、ビジネスマナー等を習得することで、安心して就職活動ができるように支援します。

・ボランティア活動や就業体験を行うことで、仕事に対するイメージをつかめるよう支援します。

・パソコンの技能の習得を支援し、就労に向けて準備していきます。

##### ③就労支援プログラム移行後のフォロー

支援終了後も、必要に応じて相談などを実施し支援していきます。

## 8. 成年後見・権利擁護事業部

**方針：**ばあとなあ神奈川は、権利擁護を必要とする県民の方々が成年後見制度を円滑に活用できるよう、一般県民向けの啓発活動、相談窓口の運営、福祉従事者を対象とした研修会の開催、社会福祉士の成年後見人等の養成、成年後見人等候補者の紹介、本会法人後見の受任に関わる業務を行います。また、ばあとなあ名簿登録の更新制度の導入や事業部員に対する相談体制の充実により、ばあとなあ神奈川事業部員による成年後見活動等のさらなる質の向上を目指していきます。

### (1) 県民の権利擁護に関する事業

①ばあとなあ神奈川成年後見相談(電話・面接・出張)等を実施します。質の高い相談の提供を目的に相談員研修を強化します。

②複合的な課題や虐待等を抱えている方、他に適切な受任者のいない方を主な対象として本会が成年後見人等となる法人後見事業を継続的に実施します。

③成年後見制度利用促進法の具体化に向け県・市町村・他の専門職との協力を積極的に行うと共に、県民を対象に成年後見地域啓発事業、関係機関職員を対象とした成年後見制度活用講座を実施します。また、権利擁護人材の育成・派遣を行い、地域における市民後見人養成、啓発等の地域における権利擁護システムの構築に積極的に参加します。

### (2) 社会福祉士後見人候補者の養成と推薦・紹介に関する事業

①社会福祉士の成年後見人候補者および任意後見人受任者の養成を行います。

②成年後見人等候補者名簿を横浜家庭裁判所(各支部)に提出し、裁判所、市町村および関係機関か

らの候補者推薦・紹介します。

③横浜家庭裁判所との協議・連携を推進します。また受任部員の後見活動が適正に行われるよう、報告書提出を通じて助言・サポートを行います。

(3) ばあとなあ神奈川事業部員の適切な成年後見活動の確保に関する事業

①質の高い後見活動を担保するため、初任者研修、現任研修、更新研修、意思決定支援に配慮した後見活動のためのツール研修等を実施します。

②ばあとなあ神奈川弁護士相談による法的なコンサルテーションを実施します。

名簿登載者および受任者に対するスーパーバイズ体制を確保し、そのためのグループスーパービジョン研修を実施します。

③外部委員による業務監督を実施、適切な後見活動を担保します。

(4) 他都道府県ばあとなあとの連携

①ばあとなあ運営における情報交換を目的に関東甲信越ブロック連絡会議を開催します。

## 9. 支部活動支援事業

方針：より県民に近い地域での活動が望ましい公益事業等を行うために、8つの支部を設置し、活動を継続させていきます。また、会員が、情報交換、県民のニーズの把握及び共有、支援に必要な専門知識及び技術の向上のために、必要な事項について、支援を行っていきます。

### (1) 横浜支部

①横浜支部活動活性化に向けたニーズを把握し、会員に有効な活動をしていきます。

②支部会員の繋がりを作り、支部会員間の支え合いの仕組みを作ります。

③地域とつながり、地域福祉への貢献を目指していきます。

④メーリングリスト、ブログ、フェイスブック等で活動紹介し、支部活動を見えやすくします。

### (2) 川崎支部

①法改正等、福祉の動向について理解を深めていきます。

②市内施設等の社会資源の把握に努めます。

③会員の職域や業務を通じながら相互に学びあいます。

④会員間の交流を深めながら問題意識を高めます。

⑤未加入者の加入促進に努めます。

⑥一般市民に対して、啓発活動、相談支援活動、研修の提供を行います。

### (3) 相模原支部

①年間を通じたテーマとして「地域に生きる社会福祉士」を掲げ、支部会員の交流や横との繋りを深め支部活動の活性化を図りつつ、相模原の福祉の実情や課題の把握に努めます。

②また市民に対する福祉の啓発や支援活動等を行い、福祉専門職の団体として相模原の福祉向上に向けた取り組みを進めます。

### (4) 県央支部

①会員相互の交流と連帯感の強化をします。

②地域や社会での認知を広めていきます。

③福祉団体やその他の福祉にかかわる諸団体との交流や情報交換を行います。

### (5) 横須賀・三浦支部

2018年度テーマ「子どもへの支援（仮）」

キーワード ○社会福祉実践 ○気付き ○専門性

基本指針

- ①ソーシャルワーク専門職の技術の向上を目指します。
- ②ソーシャルワークの専門職として積極的に地域に貢献します。
- ③保健・医療・福祉の専門職との連携、協働を推進していきます。
- ④会員間の交流を深め、組織の充実を図ります。

## (6) 湘南東支部

- ①地域での一般市民向け啓発活動、支援者向け研修として講演会などの企画を行います。
- ②会員の相互交流と地域におけるネットワークづくり、援助技術の研鑽のために、定期的な交流会・研修会を行います。
- ③ばあとなあ地区ブロックでは、地区内で定期的に事例検討や情報交換、研修等を行うこと顔の見える関係性を確保し、新規受任の負担感の軽減や困難な案件に助言が受けられるなどの相談支援体制を整えていきます。また例年通り継続して地域の成年後見支援（権利擁護）ネットワーク会議等への出席や地区内の専門相談への講師派遣等行い、他士業会との合同研修会を実施し、関係機関との連携をはかります。
- ④地域福祉分野及び被災者支援、災害時対策等、関係機関との連携により地域支援対策を再検討し、支部内で実施すべきことをできる部分から行います。
- ⑤支部会員の積極的参加をよびかけ組織向上に努め、支部活動に参加できる機会を拡大させることで、より活発化できるようにします。また、「たまひよ」の活動などを通じて新規会員の活動の支援を行うとともに他支部との連携強化をはかります。
- ⑥ 地域の関係団体関係機関が主催する事業者連絡会等、行政機関が主催する各委員会、自立支援協議会等への参加で地域との連携をはかります。
- ⑦ 7士業会をはじめとする隣接領域の専門職との交流、協力を深め、社会福祉士の活動の顕在化をはかります。

## (7) 湘南西支部

- ①会員の資質向上を図ります。  
原則として、土・日曜日に定例会を開催します。様々な分野の社会福祉施設等見学会を行います。また、基礎研修「先輩社会福祉士に聞く」の実施をします。
- ②一般市民に向けた活動の実施をします。  
年2回の公開講座の実施。一般市民の皆さんが暮らしや福祉に関心を持っていただくよう、関連テーマで講演会を計画します。市民向け相談会の実施をします。  
平塚市男女共同参画推進事業、ひらつか市民活動センターまつり、二宮町福祉大会等の地域行事への参加をします。
- ③組織基盤を強化し、会員拡大に取り組みます。  
全体会開催時に全支部会員に案内を通知します。新規会員への勧誘。また、地元市町との連携を取り支部活動及び社会福祉士会のPRに努めます。

## (8) 西湘支部

2018年度テーマ「つなげていこう社会福祉士共通の力、発信しよう西湘地区」

～災害と社会福祉士 災害時の社会福祉士の役割あれこれ～

- ①市民講座を開催します。(本年度6月中旬(日)防災に関するゲームHUG)
- ②西湘支部会報誌「ブナの樹」の発行(年2回)をします。
- ③研修会・交流会等を開催します。チラシの作成及び周知を行い、情報の発信に努めます。
- ④懇親会・ウェルカムカードの発行、フェイスブックの運営管理、女子会の企画を進めます。

⑤ゆる☆つなサロンの開催、ゆる☆つな拡大版の実施をし、情報発信を行い、つながりの形成に努めます。

⑥だれでも参加できる幹事会を随時開催します（基本奇数月）。

## 10. 災害対策事業

**方針：**県内外で発生することが予測される自然災害に対して社会福祉士の立場からどのような支援活動をすべきかを検討するための委員会を設置し、災害支援活動者養成研修の実施及び指導者の育成をします。

①かながわ災害福祉広域支援ネットワークに参加します。

②社会福祉士会関東甲信越ブロックに参加します。

③災害支援活動者養成研修の実施をします。

④災害支援活動者養成研修フォローアップ研修の実施（新規）に取り組みます。

⑤災害対策委員会（年4回程度）を開催します。

## Ⅲ 生涯研修センター

### <基本方針>

神奈川県社会福祉士会として、日本社会福祉士会の生涯研修制度の円滑な実施に協力し、認定社会福祉士制度に基づく認定社会福祉士がおおむね中学校区に1名以上配置するという日本社会福祉士会の目標の実現に向け、研修の充実を図っていきます。

社会福祉士の任用範囲の拡大に伴い、資質向上を図っていく必要性がますます高まっていることから、研修体系の充実に努めます。

### <個別方針>

(1) 研修委員会を開催し、各研修のとりまとめを行います。

(2) 認定社会福祉士を取得しやすくなるために、基本的な研修である、基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを円滑に実施していきます。今年度より、すべての講義を講師による「直接の講義」とし、直接講義を継続的に行うために、講師体制を整えていきます。

(3) 様々な研修に、ファシリテーターを配置することが求められてきていることから、今年度は試行的に、ファシリテーター養成研修を実施します。試行研修後、実績に基づいて、正式な研修にできるよう準備を行います。

(4) スーパービジョンを受けることが社会福祉士に求められていることから、認定社会福祉士認証・認定機構が定める、スーパービジョンが実施できるためのコーディネートを実施します。コーディネート件数が少ないため、広報等によって具体的な方法等の周知徹底を図っていきます。

(5) 社会福祉士としての支援の基本である、倫理綱領や行動規範が実践的に活用できるようになるための研修プログラムを開発し、社会福祉士の資質向上を担保していきます。

(6) 社会福祉士による実践の振り返りを行う場を提供するとともに、多くの県民に社会福祉士による実践を知っていただくために、実践発表大会を実施します。この実践発表大会は、独立型社会福祉士の更新のための研修としても実施します。

(7) 他の都道府県社会福祉士会の生涯研修センターや、日本社会福祉士会の生涯研修センターとも連携し、研修内容の充実や広報周知に努めていきます。

(8) 認定社会福祉士認証研修については、認定社会福祉士認証・認定機構と調整を図りつつ、円滑に研修が実施できるようにします。